

令和4年4月12日

消防職員の懲戒処分について

習志野市消防長 廣瀬 義嗣

職員の処分を行いましたので、お知らせいたします。

1. 被処分者及び処分の内容

所属	職名	年齢	処分内容
警防課 (非違行為時:中央消防署)	主査 (階級:消防司令)	47歳	減給10分の1 2か月

2. 処分年月日 令和4年4月12日

3. 非違行為の概要

日時:令和3年12月10日(金) 午前9時30分頃

場所:習志野市中央消防署執務室

内容:パワーハラスメント

被処分者は他所属の部下職員に対し、職場の優位性を背景に、他の職員の面前において、業務の適正な範囲を超えた威圧的な言動及び態度を行い、精神的な苦痛を与えた。

このことは、地方公務員法第33条違反であり、その責任は免れない。よって、同法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき、減給処分を行うものである。

【宮本泰介市長コメント】

消防職員が不祥事を起こし皆様の信頼を損ないました。深くお詫び申し上げます。

職員には公務員として、責任ある行動をとることが充実した市民サービスの礎であるということを、さらに周知徹底してまいります。

【消防長コメント】

市民の生命と財産を守ることを本務とする消防の職場において、パワーハラスメントが行われていたことは誠に遺憾であり、重く受け止めております。

市民の皆様の信頼を損ね心からお詫び申し上げます。

再発防止に向けて良好な職場環境づくりを目指し、ハラスメントの防止に関する取り組みを強化して消防行政の信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

問合せ先 : 習志野市消防本部

電話 : 047-452-1282(直通)

047-452-1212(代表)